

企業立地促進制度(綾瀬市企業の立地促進等に関する条例)

奨励措置

【企業立地奨励金】

投下資本額の15% (市外企業及び市内企業の既存事業所の活用については10%)を奨励金として交付
限度額：3,000万円

【雇用奨励金】

市内在住者を1人以上常勤雇用(雇用期間1年以上)した場合、1人につき男性20万円、女性30万円を奨励金として交付(雇用者が障害者の場合は、10万円加算)
限度額：600万円

【固定資産税・都市計画税の軽減】

企業立地奨励金の適用を受けた場合、立地に係る固定資産税・都市計画税の税率を軽減

・市外から市内に立地する企業
賦課される年度から3年度分に限り、不均一課税を適用

固定資産税

1.4%⇒0.7%

都市計画税

0.2%⇒0.1%

・市内で継続して3年以上事業を行っている企業が、市内で事業拡大のため立地する場合は賦課される年度から3年度分に限り、固定資産税及び都市計画税の課税を全額免除

【市内企業活用奨励加算金】

市内企業が請負った工事請負額の5%を奨励加算金として交付
限度額：100万円

奨励措置を受けるための要件

【対象地域】

- ・準工業地域
(2,000m²以上の一団の土地に1つの企業が立地する場合に限る)
- ・工業地域
- ・工業専用地域
- ・市街化調整区域
(法令等により企業の立地が認められる場合に限る)

※上記地域での立地(新設、移設、増設、建替え、既存事業所の活用)が該当

【対象業種】

- ・製造業
- ・電気、ガス、熱供給業
(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第2条に規定する新エネルギー利用等に係るものに限る)
- ・情報通信業
- ・自然科学研究所

※統計法に規定する日本標準産業分類による

【投下資本額】

- ・市外から立地する企業
3億円以上(中小企業者は5千万円以上)
- ・市内で継続して3年以上事業を行い、かつ、市内で事業拡大を目的に立地を行う企業
1億円以上(中小企業者は2千万円以上)

※費用の総額から国等の補助金、企業間の取引費用は控除

【市内企業活用奨励加算金の対象】

- ・市内に本店を置く市内企業に工事等を発注したもの
ただし、建築工事業については、市内に支店を置く企業を含む。
- ・請負企業の範囲は、元請け企業及び一次下請企業が請負った工事等まで
- ・工事等の範囲は、認定を受けた事業計画に掲げる立地に伴う投下資本額に算入したもの

※奨励措置は、1企業1回限り

【適用期間】

平成33年3月31日まで

企業立地促進等に伴う就業者転入奨励金制度 (綾瀬市企業の立地促進等に伴う就業者転入奨励金交付要綱)

【支援内容】

綾瀬市企業の立地促進等に関する条例に規定する「企業立地奨励金」の適用を受けた企業に、綾瀬市以外から勤務する就業者のうち、雇用期間の定めのない常勤の者で、雇用保険法第4条第1項に規定する雇用保険の被保険者で、同法第9条第1項に規定する確認を受けた者が、定住の意思をもって、本市に転入した場合に奨励金20万円を交付

【適用要件】

- ・就業者自ら居住の用に供する住宅を取得(新築若しくは購入)
- ・住民基本台帳に登録され、他市町村等から転入
- ・住宅を取得(新築若しくは購入)した日の直後の固定資産税賦課期日まで引続き居住

問合せ

綾瀬市産業振興部工業振興企業誘致課 (0467)70-5661